

以下の2問とも解答せよ。

(配点: 両問とも50点)

問題1

Yらは、警察署に届けることなく、公道において、「世界平和」や「人類愛」、「A市営バス事業縮小反対」などを拡声器で叫んで、全裸の男女50人余りで行進し、一斉に走り、ときにパフォーマンスを行った。このため、Yらは、A市公安条例、刑法174条違反などで起訴された。Yらは、裁判において、無罪を主張し、これら法令及びYらへの適用の違憲を主張するつもりである。Yらはどうのような憲法上の主張をすればよいか、またその主張は妥当かを論ぜよ。なお、A市では、元旦に全裸の若い男性数名が市街地を走り抜けた後、海に入る神事が今でもなされている。

(A市公安条例、抄)

第一条 道路その他公共の場所で集会若しくは集団行進を行おうとするとき、又は場所のいかんを問わず集団示威運動を行おうとするときは、A市公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。但し、次の各号に該当する場合はこの限りでない。

- 一 学生、生徒その他の遠足、修学旅行、体育、競技
- 二 通常の冠婚葬祭等慣例による行事

第二条 前条の規定による許可の申請は、主催者である個人又は団体の代表者（以下主催者という）から、集会、集団行進又は集団示威運動を行う日時の七十二時間前までに次の事項を記載した許可申請書三通を開催地を管轄する警察署を経由して提出しなければならない。

- 一 集会、集団行進又は集団示威運動の目的及び名称、主催者の住所、氏名
- 二 集会、集団行進又は集団示威運動の日時、進路、場所及びその略図
- 三 参加予定団体名及びその代表者の住所、氏名、参加予定人員

第三条 公安委員会は、前条の規定による申請があつたときは、集会、集団行進又は集団示威運動の実施が公共の安寧を保持する上に直接危険を及ぼすと明らかに認められる場合の外は、これを許可しなければならない。但し、次の各号に関し必要な条件をつけることができる。

- 一 官公庁の事務の妨害防止に関する事項
- 二 じゅう器、きよう器その他の危険物携帯の制限等危害防止に関する事項
- 三 交通秩序維持に関する事項
- 四 集会、集団行進又は集団示威運動の秩序保持に関する事項
- 五 夜間の静ひつ保持に関する事項

六 公共の秩序又は公衆の衛生を保持するためやむを得ない場合の進路、場所又は日時の変更に関する事項

2 公安委員会は、前項の許可をしたときは、申請書の一通にその旨を記入し、特別の事由のない限り集会、集団行進又は集団示威運動を行う日時の二十四時間前までに、主催者又は連絡責任者に交付しなければならない。

3 公安委員会は、前2項の規定にかかわらず、公共の安寧を保持するため緊急の必要があると明らかに認められるに至ったときは、その許可を取り消し又は条件を変更することができる。

4 公安委員会は、第1項の規定により不許可の処分をしたとき、又は前項の規定により許可を取り消したときは、その旨を詳細な理由をつけて、すみやかにA市議会に報告しなければならない。

第四条 警察署長は、第一条の規定、第二条の規定による記載事項、前条第一項但し書の規定による条件又は同条第三項の規定に違反して行われた集会、集団行進又は集団示威運動の参加者に対して、公共の秩序を保持するため、警告を発しその行為を制止しその他その違反行為を是正するにつき必要な限度において所要の措置をとることができる。

第五条 第二条の規定による許可申請書に虚偽の事実を記載してこれを提出した主催者及び第一条の規定、第二条の規定による記載事項、第三条第一項ただし書きの規定による条件又は同条第三項の規定に違反して行われた集会、集団行進又は集団示威運動の主催者、指導者又は煽動者は、これを一年以下の懲役若しくは禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

問題2 以下の設間に答えなさい。

問1 日本国憲法が規定する議院内閣制の特色について大統領制、会議制と比較しつつ論じなさい。

問2 衆議院と参議院の多数派が異なる、いわゆる「ねじれ」現象の下で、憲法上、参議院が果たす役割について論じなさい。